

鶴岡市農業委員会第 16 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 3 月 14 日 (金) 午前 9 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 金野 匡良 3 番 伊藤 由紀子 4 番 鈴木 聡 5 番 野村 恵 6 番 工藤 久子 7 番 小林 博 8 番 渡部 修 9 番 丸山 伸一 10 番 石井 光明
出 席 推進委員	2 番 井上 克浩 3 番 石川 守 4 番 齋藤 功 5 番 齋藤 万里子 6 番 齋藤 和博 8 番 齋藤 政伸 10 番 河井 健次 11 番 富樫 初 12 番 黒井 涼子 13 番 若生 正人 14 番 清野 吉喜 15 番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	2 番 菅原 仁委員、1 番 森 秀弘推進委員、7 番 新館 登推進委員、 9 番 菅原 輝康推進委員
事 務 局	局長 伊藤 幸 補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、2 番 菅原 仁委員、1 番 森 秀弘推進委員、7 番 新館 登推進委員、9 番 菅原 輝康推進委員、遅参早退届はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第 16 回東部農地部会を開会します。はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますのご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4 番 鈴木 聡委員、5 番 野村 恵委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号 利用状況調査に係る非農地の判断について、報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
事 務 局	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
事 務 局	(説 明) 《報告第3号 利用状況調査に係る非農地の判断について》
事 務 局	(説 明) 《報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について》
議 長	報告事項ではありますが、質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	これは3条案件ですので、担当委員より現地調査報告をお願いします。3番 石川 守推進委員。
3番推進委員	推進委員3番 石川です。46ページの藤16、藤17と49ページの藤18の現地調査報告をいたします。最初に藤16、藤17の案件ですが、パイプハウスを建てるために土地を購入するという事で、現地はきちんと管理され、周囲にも迷惑がかかっていないことを確認して参りました。藤18につきましては、試して1年間契約し耕作した後、売買契約をするか決めるという案件です。現地はきちんと管理されており、柿の木が30本程度植えられておりましたが、他に蕪を作付けする予定です。借人は母親がスリーエーファームの構成員と一緒に農作業をしており、田は全てスリーエーファームに貸し付けておりますが、畑は自作しています。そして今回の申請農地の近くにも畑を持っており、蕪をメインに、枝豆も作付けしているそうなので、耕作には問題は無いと思われます。よって農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断いたしましたので報告いたします。
議 長	11番 富樫 初推進委員。
11番推進委員	推進委員11番 富樫です。47ページ櫛11から櫛13と49ページ櫛14から櫛16の現地調査報告をいたします。3月10日に鈴木委員と私と事務局2名で現地調査を実施しました。櫛11については、受け手の株式会社 米マックスの要望により所有権移転を行うものです。構成員の農作業歴は10年以上で必要な農機具を所有しており、申請地で大豆を栽培することとなっております。櫛12については、ランドバンクに登録されている住宅倉庫に隣接している畑で、宅地と農地を一体的に利用するため、所有権移転を行うものです。受け手は現在大阪府に住んでおり、県の移住支援を活用しながら鶴岡市へ移住し農業に取り組む予定です。必要な農機具は確保しており、東荒屋の黒井委員や、農地の管理を行ってきた平藤さんから指導を受け、農業技術の習得を図りながら申請地で自家用野菜を栽培する計画となっております。櫛13については、受け手は就農して2年目で露地野菜を中心に経営を行っており、申請地ではミニトマト、にんにく、サツマイモ、大豆を栽培する計画です。櫛14については、父から子へ経営移譲を行うものであり、全ての農地がきちんと耕作されておりました。櫛15については、経営移譲年金受給継続のための使用貸借の

	再設定であり、全ての農地がきちんと耕作されていました。櫛 16 については櫛 11 と同じく、受け手の株式会社 米マックスの要望により貸借権設定を行うもので、大豆を栽培する計画となっております。以上、農地法第三条第 2 項各号には該当していないことを報告いたします。
議 長	はい、3 番 伊藤 由紀子委員。
3 番 委員	3 番 伊藤です。48 ページ朝 7 と 51 ページの朝 8 について報告いたします。朝 7 については、現在耕作している借入地を耕作者が購入するもので、農業歴は 40 年以上あり、今回購入する農地の他に隣接する農地も耕作しています。機械など共同で使用するなど、周辺耕作者との関係も良好です。次に朝 8 についてですが、年金受給継続の為の親子間の再設定契約です。受け手は農業歴が 20 年以上で、現在も農地をきちんと管理しています。いずれの受け手も、労働面、機械面、技術面において、より効率的に耕作に取り組める方と判断し、又農地法第三条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	8 番 齋藤 政伸推進委員。
8 番推進委員	推進委員 8 番 齋藤です。3 月 7 日新館委員と私と事務局 2 名で、46 ページ羽 32、羽 33 の案件について、雪のため航空写真で調査確認いたしました。確認の結果、農地法第三条第 2 項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしておりましたので報告します。以上です。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について≫
議 長	これは 5 条案件ですので、担当委員より現地調査報告をよろしくをお願いします。 8 番 齋藤 政伸推進委員。
8 番推進委員	推進委員 8 番 齋藤です。52 ページ羽 3 の案件について、3 月 7 日に新館委員と私と事務局 2 名で、雪で現地確認ができないため、航空写真での確認を行いました。現在は家庭菜園用の畑ですが、転用後は住宅と庭として使用するとので特に問題は無いと判断いたしました。以上です。
議 長	11 番 富樫 初推進委員。
11 番推進委員	推進委員 11 番 富樫です。52 ページ櫛 5、櫛 6 の案件について、3 月 10 日に私と鈴木委員と事務局 2 名で現地調査いたしました。櫛 5 については、砂利採取のための一時転用であり、特に問題はないと判断しました。櫛 6 については、集落に隣接した農地へ太陽光パネルを設置するものであり、周辺の農地の経営条件に支障はないと判断いたしましたので報告します。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <議案第 3 号 非農地証明願について>
議 長	非農地証明願ですので、現地調査報告をお願いします。3 番 石川 守推進委員。
3 番推進委員	推進委員 3 番 石川です。非農地証明願の現地調査報告をいたします。3 月 3 日工藤委員と事務局と私の 3 人で現地調査を行いました。現地は 30 年以上耕作されておらず、木が生い茂るなど、農地性がないことを確認して参りましたので、報告いたします。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 非農地証明願については、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) <議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について>
議 長	それでは審議を行いますが、はじめに 117 ページの機藤 87 は、私に関係する案件ですので、議長を金野 匡良部会長職務代理にお願いし退室いたします。
	議長退室
金野職務代理	議長が退出いたしましたので、暫時の間私が臨時議長を務めさせていただきます。それでは 117 ページの機藤 87 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
金野職務代理	ないようですので質疑を終結し、機藤 87 の案件についてのみ採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
金野職務代理	全員賛成により、機藤 87 の案件については、議案通り決しました。石井 光明部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	議長入室
議 長	それでは、前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。1 番 金野 匡良委員。
1 番 委 員	1 番 金野です。122 ページ機羽 27 から 123 ページ機羽 29 は、私の案件ですので退室の許可をお願いします。

議 長	退室を許可します。
	1 番 委員退室
議 長	それでは、機羽 27 から機羽 29 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機羽 27 から機羽 29 について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 27 から機羽 29 については、議案通り決しました。1 番 金野 匡良委員の入室を許可します。
	1 番 委員入室
議 長	それでは、前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。4 番 鈴木 聡委員。
4 番 委員	4 番 鈴木です。135 ページ機櫛 35 は私の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	4 番 委員退室
議 長	それでは、機櫛 35 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機櫛 35 について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機櫛 35 については、議案通り決しました。4 番 鈴木 聡委員の入室を許可します。
	4 番 委員入室
議 長	それでは、前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。7 番 小林 博委員。
7 番 委員	7 番 小林です。136 ページ機櫛 42 は私の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	7 番 委員退室
議 長	それでは、機櫛 42 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機櫛 42 について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機櫛 42 については、議案通り決しました。7 番 小林 博委員の入室を許可します。

	7 番 委員入室
議 長	それでは、前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。8 番 渡部 修委員。
8 番 委 員	8 番 渡部です。131 ページ機羽 45 は私の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	8 番 委員退室
議 長	それでは、機羽 45 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機羽 45 について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 45 については、議案通り決しました。8 番 渡部 修委員の入室を許可します。
	8 番 委員入室
議 長	それでは、前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。9 番 丸山 伸一委員。
9 番 委 員	9 番 丸山です。133 ページ機羽 51 は私の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	9 番 委員退室
議 長	それでは、機羽 51 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機羽 51 の案件について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 51 の案件については、議案通り決しました。9 番 丸山 伸一委員の入室を許可します。
	9 番 委員入室
議 長	それでは、今まで承認した案件以外の審議を行います。質疑のある方の挙手を求めます。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、今まで承認した案件以外について質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）の決定については、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説 明）《議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について》
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。4 番 鈴木 聡委員。
4 番 委 員	4 番 鈴木です。168 ページの耕作者変更の櫛 11 から櫛 13 までと、171 ページ 櫛 17 から櫛 20 は自身の案件ですので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	4 番 委員退室
議 長	それでは、耕作者変更の櫛 11 から櫛 13 と、櫛 17 から櫛 20 の案件のみの審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（発言者なし）
議 長	ないようですので、耕作者変更の櫛 11 から櫛 13 と、櫛 17 から櫛 20 について、質疑を終結し採決を行います。賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議 長	全員賛成により、耕作者変更の櫛 11 から櫛 13 と、櫛 17 から櫛 20 については、議案通り決しました。4 番 鈴木 聡委員の入室を許可します。
	4 番 委員入室
議 長	それでは前の案件以外の審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。6 番 工藤 久子委員。
6 番 委 員	6 番 工藤です。耕作者変更櫛 3 から櫛 16 にある農事組合法人西片屋ふぁーむは解散して、別の人が受けるということですか。
事 務 局	農事組合法人西片屋ふぁーむが解散するので、それを三者で分割したという形になります。
議 長	工藤委員よろしいでしょうか。
6 番 委 員	はい。
議 長	他に質疑、質問のある方いませんか。
	（発言者なし）
議 長	それでは質疑を終結し採決を行います。議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について賛成委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請については、議案通り決しました。これをもちまして、第 16 回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:35

議 長

石井 光明

議 事 録
署名委員

鈴木 聡

議 事 録
署名委員

野村 勇